

○大竹市競争入札等指名除外要綱

平成29年10月30日

告示第150号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市競争入札参加資格審査要綱(平成29年大竹市告示第149号。以下「入札参加資格審査要綱」という。)の規定により、競争入札参加資格の認定を受けている者(以下「資格者」という。)に対して、指名競争入札の指名及び随意契約の相手方(以下「指名業者」という。)の選定から除外することに関し、必要事項を定める。

(指名除外)

第2条 市長は、資格者又はその役員若しくはその使用人が別表第1各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号及び別表第2に定めるところにより36か月以内の範囲で期間を定め、当該資格者を指名業者の選定から除外(以下「指名除外」という。)するものとする。

2 契約締結決裁権者(大竹市職務権限規程(平成16年大竹市訓令第2号)の規定により契約の締結に関する決裁権又は専決権を有する者をいう。以下同じ。)は、指名除外の期間中の者を指名業者としてはならない。ただし、契約を履行できると認められる者が1者のみでその者と直ちに契約を締結する必要がある場合等これにより難い場合については、この限りでない。

3 契約締結決裁権者は、入札前において、現に指名している資格者を市長が指名除外したときは、指名除外した者の指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名除外)

第3条 市長は、前条の規定により指名除外する場合において、その指名除外の事由について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人も併せて指名除外するものとする。

2 市長は、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)若しくは共同企業体の構成員が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該共同企業体及びその構成員である資格者(明らかに当該指名除外について責めを負わないと認め

られる者を除く。)を指名除外するものとする。

(指名除外の継承)

第4条 指名除外の期間中に当該指名除外措置を受けた資格者が第三者の資格者等と会社合併した場合又は営業譲渡等により第三者の資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該指名除外措置を受けた資格者に係る指名除外措置は、営業を受け継いだ第三者の資格者等に継承させるものとする。

(指名除外の解除)

第5条 市長は、指名除外の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めた時は、その資格者の指名除外を解除するものとする。

(指名除外に該当する資格者の発生等の報告)

第6条 契約締結決裁権者は、資格者が別表第1各号の措置要件の一又は二以上に該当すると認めるときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(処理の決定)

第7条 市長は、前条の規定による報告その他によって、資格者の指名除外事由、指名除外期間の変更事由又は指名除外の解除事由を知った場合において、指名除外、指名除外期間の変更又は指名除外の解除(以下「指名除外等」という。)をしようとするときは、次に掲げる事項について、入札参加資格審査要綱に規定する競争入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

(1) 指名除外しようとする場合は、その可否及び指名除外期間

(2) 指名除外期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更期間

(3) 指名除外を解除しようとする場合は、その可否

2 前項の規定にかかわらず、指名除外する期間を広島県より通知のあった指名除外報告書、本要綱又は各措置要件についてあらかじめ審査会で定めた基準に基づいて定める場合並びに別表第1第18号の措置要件に基づく指名除外を行う場合及び入札参加資格の再認定に伴い指名除外を解除する場合については、審査会を経ないで、決定することができるものとする。この場合において、市長は、次の審査会でこれを報告しなければならない。

(指名除外等の通知)

第8条 市長は、指名除外をしたとき、指名除外の期間を変更したとき又は指名除外を解除し

たときは、当該資格者に対し、遅滞なく通知を行い、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合は、契約締結決裁権者に対してもその旨を通知するものとする。

(下請等の禁止)

第9条 契約締結決裁権者は、契約に関して、指名除外期間中の者が下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(建設業者等指名除外要綱の廃止)

2 建設業者等指名除外要綱（平成11年大竹市告示第74号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の建設業者等指名除外要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われている指名除外については、なお従前の例による。この場合において、旧要綱第7条第1項中「建設工事等指名競争入札参加者資格審査会」とあるのは、「競争入札参加資格審査会」とする。

4 別表第2第2号から第5号までの規定の適用については、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行われた指名除外は、この要綱の規定により行われた指名除外とみなす。

別表第1（第2条及び第3条関係）

| 措置要件 | 期間 |
|--|-------------------|
| (故意による粗雑な履行) 1 市発注の契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は仕様書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。 | 認定をした日から2月以上24月以内 |
| (入札妨害) | |

| | |
|---|---|
| <p>2の1 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人（以下「資格者等」という。）が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(2)の場合を除く）。</p> <p>(2) 市の入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に関し、資格者等が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> |
| <p>(談合)</p> <p>2の2 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 資格者等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(2)及び(3)の場合を除く。）。</p> <p>(2) 市発注の業務に関し、資格者等が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき（(3)の場合を除く。）。</p> <p>(3) 市発注の業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、資格者等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> |
| <p>(契約妨害)</p> <p>3 市発注の業務の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p> | <p>認定をした日から12月</p> |
| <p>(監督・検査妨害)</p> <p>4 市発注の業務の監督又は検査の実施に当たり、それを行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p> | <p>認定をした日から6月以上12月以内</p> |
| <p>(虚偽記載)</p> <p>5 市の入札において、入札参加資格確認申請書等の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>認定をした日から2月以上6月以内</p> |

| | |
|---|--|
| <p>き。</p> | |
| <p>(過失による粗雑な履行)</p> <p>6 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 市発注の業務の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(2) 市発注の業務において、業務成績が著しく不良であると認められるとき。</p> <p>(3) 市発注の業務以外の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p> | <p>認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>7 他の号に掲げる場合のほか、市発注の業務の契約の履行に当たり、正当な理由なく履行を遅延する等、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>認定をした日から1月以上12月以内</p> |
| <p>(公衆損害及び事故)</p> <p>8 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 市発注の業務の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 市発注の業務以外の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(3) 市発注の業務の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 市発注の業務以外の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>認定をした日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上4月以内</p> <p>2週間以上2月以内</p> |
| <p>(贈賄)</p> <p>9 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 次に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日</p> |

| | |
|--|---|
| <p>逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 資格者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p> | <p>から</p> <p>8月以上36月以内</p> <p>6月以上27月以内</p> <p>4月以上18月以内</p> |
| <p>(2) 次に掲げる者が、広島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次に掲げる者が、広島県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上2月以内</p> |
| <p>(契約締結拒否)</p> <p>10 市の入札において落札者となりながら、契約を締結しなかったとき。</p> | <p>認定をした日から3月以上9月以内</p> |
| <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>11 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等が、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）</p> | <p>認定をした日から</p> <p>12月以上36月以内</p> |

| | |
|--|--|
| <p>の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(6) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(7) 大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年大竹市告示第200号）第7条第1項に規定する報告又は届出を怠ったとき。</p> | <p>10月以上30月以内</p> <p>8月以上24月以内</p> <p>8月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>1月以上18月以内</p> <p>1月以上18月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次のいずれかに該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき（(2)から(6)までの場合を除</p> | <p>認定又は告発をした日から</p> <p>4月以上24月以内</p> |

| | | |
|----|--|---------------------------|
| | く。) | |
| | (2) 市発注の業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき ((3) , (5) 及び (6) の場合を除く。) 。 | 12月以上36月以内 |
| | (3) 市発注の業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき ((6) の場合を除く。) 。 | 12月以上36月以内 |
| | (4) 資格者の業務について独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき ((5) 及び (6) の場合を除く。) 。 | 6月以上24月以内 |
| | (5) 市発注の業務について独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき ((6) の場合を除く。) 。 | 12月以上36月以内 |
| | (6) 市発注の業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 | 12月以上36月以内 |
| 13 | (業務に関する法令違反) 他の号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から1月以上9月以内 |
| 14 | (指示又は営業停止) 資格者が法律の規定による指示又は営業停止の処分を受けたとき。 | 指示又は処分の事実を知った日から1月以上12月以内 |
| 15 | (不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為を | 認定をした日から1月以 |

| | | |
|----|---|--------------------|
| | し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。 | 上9月以内 |
| | (私的行為による法令違反) | |
| 16 | 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適切であると認められるとき。 | 認定をした日から1月以上9月以内 |
| | (代理人等の禁止) | |
| 17 | 指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たる代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。 | 認定をした日から1月以上6月以内 |
| | (営業不振) | |
| 18 | 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。 | 認定をした日から別に通知する日まで |
| | (談合関連行為) | |
| 19 | 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 認定をした日から1月以上12月以内 |
| | (談合調査に対する虚偽報告) | |
| 20 | 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合の事情聴取において、事実と反する説明を行い、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 認定をした日から3か月以上9か月以内 |
| | (外部からの働きかけ等) | |
| 21 | 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、本市の職員に対して不当な働きかけ等を行い、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 認定をした日から1か月以上9か月以内 |
| | (契約解除) | |
| 22 | 市発注の業務において、正当な理由がないのに契約を履行しない等契約に違反したため、市が契約を解除したとき。 | 6か月以上24か月以内 |

別表第2（第3条関係）

| 措置要件 | 期間 |
|--|---|
| 1 資格者が、一の事案により別表第1各号の措置要件に2つ以上に該当するとき。 | それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。 |
| 2 指名除外の期間中又は期間満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。 | 指名除外の期間の短期は、別表第1各号に定める短期の2倍（前回の指名除外の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。 |
| 3 別表第1第2号の1、第2号の2又は第12号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後5年を経過するまでの間に、同表第2号の1、第2号の2又は第12号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。 | 同上 |
| 4 別表第1第9号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後5年を経過するまでの間に、同号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。 | 同上 |
| 5 指名除外の期間中に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。 | 新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外の期間との重複期間の2分の1の日数を控除した期間を加算する。 |
| 6 別表第1第2号の1、第2号の2、第9号及び第13号の措置要件に該当する資格者が、逮捕後公訴を提起されたとき。 | それぞれの措置要件ごとに規定する期間は、通算することができる。 |
| 7 資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1各号規定による短期未満の指名除外の期間を定める必要があるとき。 | 指名除外の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。 |
| 8 資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極 | 指名除外の期間を当該長期の2倍まで |

| | |
|---|--|
| <p>めて重大な結果を生じさせたため、別表第1各号及び第1号の規定による長期を超える指名除外の期間を定める必要があるとき。</p> | <p>延長することができる。</p> |
| <p>9 指名除外の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別な事由が明らかになったとき。</p> | <p>別表第1各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。</p> |